

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法発号名	平令國債の發行等	
		條律行稱	成第十三告示	
		項及の及び根	二十件五十五年等	
		そ拠記	年を十一年十一月	

債定特あ争争う札価振の以律社び法会一るた運十財十利  
 市め別つ入入。一格替適下へ債第律計号法め營四政六付  
 場る参て札札に以を機用一平、六第に一律のに号法回  
 特も加、と發よ下競関を振成株十二關第一公必一  
 別の者財同行「争は受替式二十す二平債要第昭  
 参にご務時一發価に日け法十三条三る条成のな四和  
 加よと大にと行格付本銀もとの法律第二發財条二  
 者るに臣行い競し銀もとの法律第一一十行源第十  
 .發応がわう以争て行のいう第法律替項第一八項四の一二  
 第行募各れ。下入行ととしに四平並年特確項年  
 I以限国る、「札わする。」十七関十成び法例保及法  
 非下度債入価価「れ。」十九す七十に律にをび律  
 価一額市札格格とるそ規九特第關國財第三  
 格国を場で競競い入の定五号。及年別百する政三  
 四

財務大臣（二十年）麻生太郎  
 財務大臣（二十九年）大藏百四

六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ  
イ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

二債要九つ定う額  
 条のな百いにち面  
 第発財四て基、金  
 一行源十はづ財額  
 項のの五、き政で  
 の特確万額発法一  
 規例保円面行第兆  
 定にを、金し四八  
 に閑図財額た条百  
 基する政で利第九  
 づるた運七付一十  
 き法め嘗百国項五  
 発律のに億債の億  
 行第公必千に規円

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圃別応ち  
 割内參募應  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 各の割高  
 申應りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發應がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 争市る參てを及  
 入場も加、しび  
 札特の者財た価

## 七

ハ

口イ  
払

特別債	国行	争非者	特國入倅	込	行争非者	特國行	争非者	特國
参考市	入倅・別債	札格	入倅・別債	金	札格第参市	札格第参市	札格第参市	
加場	札格第参市	発競	札格第参市	金	札格第参市	札格第参市	札格第参市	
	発競I	加場行争額	発競II	加場	発競I	加場	発競I	加場

千  
十  
一  
億  
八  
千  
四  
百  
七  
十  
二  
万  
円千  
百  
二  
十  
七  
百  
億  
百  
六  
十  
八  
万  
円一  
兆  
千  
二  
百  
三  
億  
億  
千  
五  
百  
万  
五  
万  
円

八国条特  
十債の別  
四に規会  
億つ定計  
円いにに  
て基関  
、づす  
額きる  
面発法  
金行律  
額し第  
でた四  
九利十  
百付七

十国条特億に規万面行律十金し  
六債の別二つ定円金し第五額た  
億に規会千いに、額た四万で利  
円つ定計四て基同で利十円三付  
いにに百はづ法七付七、千国  
て基関九、き第千国条特八債  
、づす十額發六九債の別十に  
額きる万面行十億に規会七つ  
面發法円金し二八つ定計億い  
金行律額た条千いにに六て  
額し第で利第九て基関千は  
でた四九付一百はづす六、  
千利十九付七  
十国項二、きる百額  
七債の十額發法四面

十  
十  
三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一  
發

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

九  
八  
振 額 最  
替 低 行 争 非 者  
額 入 値 ・  
单 面 札 格 第  
位 金 發 競 II

(一) 年

む 十 式 は 一  
も 号 に 、 募 、  
の に よ 払 入 七  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 ।  
る す 出 額 の セ  
。 る し に 通 ン  
期 た 加 知 ト  
日 金 え を  
に 額 、 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

額面金額の総額 × 1.7  
100 × 365  
-----  
62

三 額 五 額 平 す 額 の 振 五  
錢 面 錢 面 成 る の 記 替 万  
金 以 金 二 。 整 載 法 円  
額 上 額 十 数 又 の  
百 の 百 五 倍 は 規  
円 そ 円 年 の 記 定  
に れ に 十 金 錄 に  
つ ぞ つ 一 額 は よ  
き れ き 月 に 、 る  
百 の 百 二 よ 最 振  
二 応 二 十 る 低 替  
円 募 円 一 も 額 口  
八 値 七 日 の 面 座  
十 格 十 と 金 簿

十  
十  
十  
八  
七  
六

十  
五

十  
四

払元償償  
場利還還  
所金期  
支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

日額平るい日毎  
本面成利てを年  
銀金四子、支三  
行額十をそ払  
百五支の期二  
円年払日と  
に九う以し  
つ月。前、及  
き二六各び  
百十月支九  
円日間払九  
に期月  
属に二  
すお十

規下は期た期平  
定、が金と成る金受居にあ者債乗金にの口るに  
す次そ銀額し二。<sup>額面金額×1.7  
100×2</sup>額け住よるがをじ額よに座も係發  
る号の行を、十  
期及翌休  
日び営業  
に第業日  
つ十日  
い六に  
て号支  
同に払  
じおう  
い。い  
て以き  
払し払

初  
期  
利  
子

(二)  
る者り場非發たにりつにのる行  
を所又算合居行金百算い記と所時  
控得は出に住時額分出て載し得に  
除税外しは者にへのしは又て税お  
すの国た、又おた二た、は振がい  
る税法金前はいだ十金前記替源て  
こ率人額記外てし・額記録口泉、  
とをがに(一)国取、三か(一)さ座徵  
そが乗適當の法得当一らのれ簿収  
でじ用該算人す該五當算る中さ利  
きたを非式でる國を該式ものれ子

二十九

払者入  
込札  
期参  
日加

平財務大臣から通知を受けた者  
成二十五年十一月二十一日